

1 施設概要	
施設名称	戸塚南公園ほか16公園
設置目的	市民が安全・安心に利用できる憩いの場所として公園を設置する。
所在地	下記のとおり
構造規模	1 戸塚南公園 川口市戸塚鉄町29 10,696 m ²
	2 安行公園 川口市大字安行領家字中道南868-1 23,796 m ²
	3 戸塚東公園 川口市戸塚東3丁目31番 9,944 m ²
	4 戸塚榎戸公園 川口市東川口3丁目11番 20,949 m ²
	5 差間箕輪前公園 川口市差間3丁目30番 2,518 m ²
	6 戸塚佐藤第2公園 川口市東川口2丁目23番 5,988 m ²
	7 差間中公園 川口市差間1丁目16番 5,900 m ²
	8 戸塚はさみ第2公園 川口市戸塚6丁目14番 3,328 m ²
	9 安行原自然の森 川口市大字安行字三輪作1721-1 17,332 m ²
	10 安行出羽公園 川口市安行出羽4丁目13番 9,997 m ²
	11 安行中道北公園 川口市安行出羽1丁目8番 2,000 m ²
	12 安行出羽ポケットパーク 川口市安行出羽2丁目3番 621 m ²
	13 安行出羽緑道 川口市安行出羽1丁目7番 9,939 m ²
	14 安行出羽北公園 川口市安行出羽2丁目4番 1,999 m ²
	15 三ツ和公園 川口市南鳩ヶ谷1丁目8番1 15,189 m ²
	16 前野宿川公園 川口市赤井1421 19,112 m ²
	17 沼田公園 川口市大字辻字沼田86-1他2筆 14,810 m ²
所管課	建設部公園課
2 募集概要	
募集要旨 【導入目的】	公園の利用管理及び運営業務は、公園が持つ様々な機能を十分に発揮させ、市民が公園を活用しやすいようなサービスを向上させることを目的として、令和5年度末に指定管理者の指定期間が終了する16公園に新たに1公園を追加した17公園を公募により募集する。 公園が市民の利便性を高めるサービス施設であることを自覚し、安全と安心を提供するとともに、市民と接するときは、市民満足度向上のため、誠意を持って対応を図ることのできる指定管理者を選定する。
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間) 4期目
選定種別	公募
	※非公募の場合は、下欄に理由を記述すること
指定管理料	【年額】 118,778,000円
利用料金	無し

3 建設部専門委員会における選定結果 ⇒詳細は資料7～11ページを参照

第一位指定管理者候補者	
名 称	一般社団法人 川口市造園業協会
代表団体	一般社団法人 川口市造園業協会
所 在 地	川口市大字安行領家844番地の2
代 表 者	代表理事・会長 寺山 樹生
主な業種	造園業務、造園技術の向上、都市緑化の促進
法人の目的	造園業界の健全な育成発展及び全技術の公園に寄与し、もって都市緑化の促進と、緑化事業の推進及び緑化意識の高揚を図り、生活環境の整備に貢献する。
法人の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑化行政に対する協力活動 ・造園技術及び知己の向上を図るための研究会並びに講習会等の開催 ・造園技術及び資機材の調査、研究 ・造園に関する情報の発信、収集 ・公の施設の指定管理に関する事業 など
役員の状況	代表理事3人、理事9人、監事2人
指定管理料	【年額】118,778,000円
専門委員会における 審査点数	第一次審査
	第二次審査
	84.0

【選定理由】

指定管理者を公募したところ、応募は川口市造園業協会の1者のみであったが、指定管理者の候補者としての適否を判断するため、川口市建設部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会で審議を行った。

川口市都市公園指定管理者選定基準に基づき、事業計画全般、運営、管理体制、収支全般の各項目を採点し、最終評価として100点満点中84.0点(B判定「指定管理者として望ましい」)で、指定管理者の候補者とする一定基準(60点、C判定以上)を満たしたことから、選定したものの。

採点表(評価点平均)

1 事業計画全般について

選定基準	配点	①	②	③	④	⑤	平均	
・公園の設置目的に合致しており、管理運営にふさわしい理念・運営方針を持っているか	5点	5	5	5	5	5		
・公園又は同等施設の管理委託業務の実績があるか	5点	5	5	5	4	5		
・樹木及び芝生等植物の育成管理については適切に計画されているか	5点	5	5	5	4	5		
・各公園施設(照明、水道、トイレ、遊具等)の管理保守点検業務が適切に計画されているか	5点	4	5	5	4	4		
・自主事業について、具体的かつ実現可能性の高い提案がされているか	5点	5	4	5	5	4		
・違法駐車、放置自転車、その他の不法行為への対策が示されているか	5点	4	4	4	4	4		
・環境保全や負荷低減への取り組みについて、十分配慮され具体的な提案をしているか	5点	4	5	4	4	5		判定
計	35点	32	33	33	30	32	32.0点	A

2 運営について

選定基準	配点	①	②	③	④	⑤	平均	
・公園内での安全対策が具体的に示されているか	5点	4	4	4	4	4		
・苦情、要望、問い合わせに対し、体制は整備されているか。また、連絡先をわかりやすく表示するなどサービス向上の対策が図られているか。	5点	4	4	4	4	4		
・利用者ニーズの把握について具体的な方法が示されているか。また、利用者ニーズを公園運営に反映させる方法が提案されているか	5点	3	4	4	4	4		
・利用者が平等に受益できるよう、サービスについての対応が具体的に示されているか。また、障がい者等への対応がなされているか。	5点	4	4	4	4	4		判定
計	20点	15	16	16	16	16	15.8点	B

3 管理体制について

選定基準	配点	①	②	③	④	⑤	平均	
・緊急時の対応は具体的かつ適切なものになっているか	5点	5	4	4	4	4		
・防犯、防災対策は適切に示されているか	5点	5	4	4	4	5		
・管理体制が明確にされているか	5点	5	4	5	4	5		
・報告、連絡、相談を行うルールが整備され、情報共有が図れるようになっているか。また、管理体制の改善や更正が行えるよう組織の自浄作用が発揮できる体制が整っているか。	5点	4	3	4	4	4		
・職員が適正に配置されているか。また、障がい者雇用について配慮されているか	5点	4	4	4	4	4		
・職員の研修や業務に必要な資格取得などの計画はされているか	5点	4	4	5	4	4		
・個人情報保護について、十分配慮され具体的な保護策を提案しているか	5点	4	4	5	4	4		判定
計	35点	31	27	31	28	30	29.4点	B

4 収支全般について

選定基準	配点	①	②	③	④	⑤	平均	
・収支計画は妥当であるか。また、運営管理経費を効率的・効果的に執行し、仕様書の内容が正常に履行されることに加え、より高い水準のサービスの提供を生み出すような計画であるか。	10点	8	6	8	4	8		判定
計	10点	8	6	8	4	8	6.8点	C

	配点	①	②	③	④	⑤	平均	判定
合計	100点	86	82	88	78	86	84.0点	B

選 定 基 準 表

指定管理者候補者の選定は、以下の選定基準（配点）に基づく総合点数方式により行う。

1 事業計画全般について

選定基準	配点
・公園の設置目的に合致しており、管理運営にふさわしい理念・運営方針を持っているか	5点
・公園又は同等施設の管理委託業務の実績があるか	5点
・樹木及び芝生等植物の育成管理については適切に計画されているか	5点
・各公園施設（照明、水道、トイレ、遊具等）の管理保守点検業務が適切に計画されているか	5点
・自主事業について、具体的かつ実現可能性の高い提案がされているか	5点
・違法駐車、放置自転車、その他の不法行為への対策が示されているか	5点
・環境保全や負荷低減への取り組みについて、十分配慮され具体的な提案をしているか	5点
計	35点

2 運営について

選定基準	配点
・公園内での安全対策が具体的に示されているか	5点
・苦情、要望、問い合わせに対し、体制は整備されているか。また、連絡先をわかりやすく表示するなどサービス向上の対策が図られているか。	5点
・利用者ニーズの把握について具体的な方法が示されているか。また、利用者ニーズを公園運営に反映させる方法が提案されているか	5点
・利用者が平等に受益できるよう、サービスについての対応が具体的に示されているか。また、障がい者等への対応がなされているか。	5点
計	20点

3 管理体制について

選定基準	配点
・緊急時の対応は具体的かつ適切なものになっているか	5点
・防犯、防災対策は適切に示されているか	5点
・管理体制が明確にされているか	5点
・報告、連絡、相談を行うルールが整備され、情報共有が図れるようになっているか。また、管理体制の改善や更正が行えるよう組織の自浄作用が発揮できる体制が整っているか。	5点

・職員が適正に配置されているか。また、障がい者雇用について配慮されているか	5点
・職員の研修や業務に必要な資格取得などの計画はされているか	5点
・個人情報保護について、十分配慮され具体的な保護策を提案しているか	5点
計	35点

4 収支全般について

選定基準	配点
・収支計画は妥当であるか。また、運営管理経費を効率的・効果的に執行し、仕様書の内容が正常に履行されることに加え、より高い水準のサービスの提供を生み出すような計画であるか。	10点
計	10点

配点内訳

分野別配点	配点
1 事業計画全般について	35点
2 運営について	20点
3 管理体制について	35点
4 収支全般について	10点
合計	100点

選定基準表の採点基準

I 採点項目について

各項目の採点については、下記採点基準に当てはめるものとする。

項目	大変良い	良い	普通	やや不十分	不十分
配点5点項目	5	4	3	2	1
配点10点項目	10	8	6	4	2

II 採点方法

専門部会全員の評価点を合算し、その平均を算出して、分野別及び全体評価を行う。

(平均点の端数処理については、小数点第2位を四捨五入する)

1 分野別評価

(1) 事業計画全般について(配点35点)

判定	A	B	C	D	E
配点	31点以上	26点以上	21点以上	14点以上	13点以下
評価	最大限に発揮させることができる	問題なく発揮させることができる	通常確保は可能である	努力を要する	全く発揮されていない

(2) 運営について(配点20点)

判定	A	B	C	D	E
配点	18点以上	15点以上	12点以上	8点以上	7点以下
評価	最も確保することができる	問題なく確保することができる	粗方確保することが可能である	努力を要する	全く確保されていない

(3) 管理体制について(配点35点)

判定	A	B	C	D	E
配点	31点以上	26点以上	21点以上	14点以上	13点以下
評価	能力を最も有している	ある程度の能力を有している	平均的な能力がある	能力等の確保に努力を要する	全く有していない

(4) 収支全般について(配点10点)

判定	A	B	C	D	E
配点	9点以上	7.5点以上	6点以上	4点以上	3.9点以下
評価	最も図られている	ある程度図られている	ある程度の努力が必要である	あまり図られていない	全く図られていない

2 全体評価

判定	A	B	C	D	E
配点	90点以上	75点以上	60点以上	40点以上	39点以下
評価	指定管理者として最も望ましい	指定管理者として望ましい	指定管理者として通常の業務は問題ない	指定管理者としてあまり望ましくない	指定管理者として全く望ましくない

Ⅲ 最終評価

(1)分野別評価の判定において、D判定が2つ以上なく、かつ、E判定が全くないこと。

(2)全体評価の判定において、C以上であること

上記(1)及び(2)の条件を満たすもののうち、全体評価の点数が最も高いものを指定管理者の候補者とし、2番目に高いものを第二位の候補者とする。